



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年5月28日火曜日 第2473号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正..... (人事課) ... 422

狩猟免許更新に係る適性試験等の実施..... (自然保護課) ... 423

指定障害児通所支援事業者の指定..... (障害福祉課) ... 424

指定障害児通所支援事業の廃止..... ( " ) ... 425

指定障害福祉サービス事業者の指定..... ( " ) ... 425

指定障害福祉サービス事業の廃止..... ( " ) ... 425

指定一般相談支援事業者の指定..... ( " ) ... 425

指定一般相談支援事業の廃止..... ( " ) ... 426

指定居宅サービス事業者の指定..... (長寿介護課) ... 426

指定居宅介護支援事業者の指定..... ( " ) ... 426

指定介護予防サービス事業者の指定..... ( " ) ... 427

指定居宅サービス事業の廃止..... ( " ) ... 427

指定居宅介護支援事業の廃止..... ( " ) ... 428

指定介護予防サービス事業の廃止..... ( " ) ... 428

指定介護老人福祉施設の指定..... ( " ) ... 428

公共測量の終了の通知..... (道路維持課) ... 428

介護員養成研修事業者の指定..... (東予地方局地域福祉課) ... 428

土地改良区の定款変更の認可..... (東予地方局農村整備課) ... 428

指定道路の指定..... (東予地方局四国中央土木事務所) ... 428

土地改良区役員の就退任の届出(4件)..... (中予地方局農村整備第一課) ... 429

土地改良区連合役員の就退任の届出..... ( " ) ... 430

土地改良区役員の住所の変更の届出..... ( " ) ... 430

道路の供用開始(県道久米垣生線)..... (中予地方局管理課) ... 430

指定道路の指定(2件)..... (中予地方局建築指導課、南予地方局八幡浜土木事務所) ... 430

落札者等の告示..... (警察本部会計課) ... 431

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 431

狩猟免許試験の施行..... (自然保護課) ... 431

## 雑 報

環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について..... (環境政策課) ... 433

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第615号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額(平成5年4月愛媛県告示第576号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、平成25年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成25年5月28日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<p>愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。</p>			<p>愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。</p>		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,503円	12,935円	20歳未満	4,613円	12,954円
20歳以上25歳未満	5,007円	12,935円	20歳以上25歳未満	5,028円	12,954円
25歳以上30歳未満	5,618円	13,634円	25歳以上30歳未満	5,648円	13,090円
30歳以上35歳未満	6,112円	16,130円	30歳以上35歳未満	6,208円	15,944円
35歳以上40歳未満	6,527円	18,535円	35歳以上40歳未満	6,647円	18,498円
40歳以上45歳未満	6,741円	21,911円	40歳以上45歳未満	6,925円	21,685円
45歳以上50歳未満	6,861円	24,455円	45歳以上50歳未満	6,903円	23,524円
50歳以上55歳未満	6,479円	24,995円	50歳以上55歳未満	6,551円	24,551円
55歳以上60歳未満	5,811円	23,171円	55歳以上60歳未満	5,757円	23,052円
60歳以上65歳未満	4,683円	19,816円	60歳以上65歳未満	4,602円	19,090円
65歳以上70歳未満	3,950円	14,376円	65歳以上70歳未満	3,950円	15,247円
70歳以上	3,950円	12,935円	70歳以上	3,950円	12,954円

○愛媛県告示第616号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習（以下「適性試験等」という。）を次のとおり実施する。

平成25年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が平成25年9月14日に満了する者

2 適性試験等の実施の日時及び場所

所管の地方局	会場の名称	実施日時	実施場所	
			会場	所在地
東予地方局	東予第1会場	平成25年7月24日（水）午前9時	四国中央市福祉会館4階多目的ホール	四国中央市三島宮川四丁目6-55
同 上	東予第2会場	平成25年7月25日（木）午前9時	今治市伯方公民館2階大ホール	今治市伯方町木浦甲1234
同 上	東予第3会場	平成25年7月31日（水）午前9時	東予地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611
同 上	東予第4会場	平成25年8月11日（日）午前9時	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目4-9
中予地方局	中予第1会場	平成25年7月23日（火）午前9時	久万高原町産業文化会館1階研修室	上浮穴郡久万高原町久万188
同 上	中予第2会場	平成25年7月30日（火）午後1時30分	愛媛県武道館大会議室	松山市市坪西町551
同 上	中予第3会場	平成25年9月8日（日）午前9時	中予地方局6階第2会議室	松山市北持田町132
南予地方局	南予第1会場	平成25年7月10日（水）午後1時30分	大洲市総合福祉センター4階多目的ホール	大洲市東大洲270-1
同 上	南予第2会場	平成25年7月31日（水）午前9時	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1

同 上	南 予 第 3 会 場	平成25年 8月22日(木)午後 1時30分	南予地方局八幡浜庁舎 7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目 3 - 37
同 上	南 予 第 4 会 場	平成25年 9月 8日(日)午前 9時	南予地方局 7階大会議室	宇和島市天神町 7 - 1

3 申込みの手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許更新申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)更新しようとする免許の種類ごとに各2,800円

カ 受験票等の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課若しくは東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班(以下「林業課」という。)とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

(4) その他

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配付する。

ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

○愛媛県告示第617号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成25年 5月28日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3851400048	社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	菅野 一 夫	児童発達支援	障がい児通所支援事業所ぼのぼの	西予市宇和町神領534	平成25年 4月1日
3850100037	社会福祉法人福角会	松山市福角町甲1829番地	芳野 道 子	保育所等訪問支援	指定多機能型事業所くのみ園	松山市福角町甲1255地1	平成25年 4月1日
3850600044	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	塩出 皓 治	保育所等訪問支援	西条市社協児童デイサービスセンターひまわり	西条市石田339番地1	平成25年 4月1日
3851300024	四国中央市	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	四国中央市長職務代理者 四国中央市副市長 真鍋	保育所等訪問支援	四国中央市こども発達支援事業施設	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	平成25年 4月1日
3851400048	社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	菅野 一 夫	保育所等訪問支援	障がい児通所支援事業所ぼのぼの	西予市宇和町神領534	平成25年 4月1日
3850100243	社会福祉法人福角会	松山市福角町甲1829番地	芳野 道 子	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス事業所みらい	松山市福角町甲1829番地	平成25年 4月1日
3850200100	特定非営利活動法人コミュニケーションハンディキャップ研究会	今治市北高下町一丁目5番20号	明智 美 香	放課後等デイサービス	放課後クラブこっころ	今治市北高下町一丁目5番20号	平成25年 4月1日
3850500095	社会福祉法人三恵会	新居浜市西の土居町二丁目8番12号	太田 恵理子	放課後等デイサービス	多機能型事業所わくわくクラブ	新居浜市多喜浜1丁目2番16号	平成25年 4月1日
3850500103	特定非営利活動法人ゆいねっと新居浜	新居浜市南小松原町3番32号	明智 恭 平	放課後等デイサービス	放課後クラブびあ	新居浜市高木町2番60号 新居浜市総合福祉センター3階	平成25年 4月1日
3851400048	社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	菅野 一 夫	放課後等デイサービス	障がい児通所支援事業所ぼのぼの	西予市宇和町神領534	平成25年 4月1日
3851500078	有限会社さくら	東温市北方3051番地2	櫻田 直 哉	放課後等デイサービス	さくらんぼ2号館	東温市北方3051番地2	平成25年 4月1日

## ○愛媛県告示第618号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	廃止に係る指定障害児通所支援事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3850100185	株式会社在宅ケアセンターひなたぼっこ	松山市永木町二丁目1番地21 永木町東八イッ	安 藤 眞知子	児童発達支援	株式会社在宅ケアセンターひなたぼっこ	松山市平井町甲3250-5	平成25年4月30日

## ○愛媛県告示第619号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成25年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指定年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3820500563	社会福祉法人わかば会	新居浜市船木甲741番地1	久 米 浩	共同生活介護	ケアホームこんべいと	新居浜市船木甲3760番地の1	平成25年4月1日
3820600488	社会福祉法人白鳥会	西条市三芳1839番地5	榎 部 八 郎	共同生活介護	指定共同生活介護事業所ケアホームきぼう	西条市三芳1834番地1	平成25年4月1日
3810300412	有限会社ケアステーション悠友	宇和島市明倫町2丁目2番6号	廣 瀬 由美子	居宅介護	ケアステーション悠友	宇和島市明倫町2丁目2番6号	平成25年4月1日
3810600464	社会福祉法人西条市氷見福祉協会	西条市氷見乙1989番地1	井 上 豊 實	就労継続支援B型	障害者事業所ピース	西条市氷見乙1989番地1	平成25年4月1日
3810600472	特定非営利活動法人あけぼの	西条市周布835番地3	西 坂 信	就労継続支援B型	あけぼの	西条市周布835番地3	平成25年4月1日
3810300412	有限会社ケアステーション悠友	宇和島市明倫町2丁目2番6号	廣 瀬 由美子	重度訪問介護	ケアステーション悠友	宇和島市明倫町2丁目2番6号	平成25年4月1日
3810600472	特定非営利活動法人あけぼの	西条市周布835番地3	西 坂 信	就労移行支援	あけぼの	西条市周布835番地3	平成25年4月1日

## ○愛媛県告示第620号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3813900010	社会福祉法人宇和島福祉協会	宇和島市三浦東4122番地4	緒 賀 正 輝	就労移行支援	就労移行支援センター桃花	北宇和郡松野町豊岡3017-2番地	平成25年4月30日

## ○愛媛県告示第621号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者を指定した。

平成25年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 者			指定地域相談 支援の種類	指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 所		指 年 月 日 定 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3830700286	特定非営利活動法人歩	大洲市東大洲306番地	大 越 龍 雄	地域定着支援	障害者相談支援事業所 あゆむ苑	大洲市東大洲306番地	平成25年 4月1日
3830700286	特定非営利活動法人歩	大洲市東大洲306番地	大 越 龍 雄	地域移行支援	障害者相談支援事業所 あゆむ苑	大洲市東大洲306番地	平成25年 4月1日

○愛媛県告示第622号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり指定一般相談支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 者			指定地域相談 支援の種類	廃止に係る指定一般相談支援事業所		廃 止 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3833500030	指定相談支援事業所鶴 寿荘	伊予郡松前町大字鶴吉 635番地1	小 澤 宏	地域移行支援	社会福祉法人鶴寿会	伊予郡松前町大字鶴吉 635番地1	平成25年 4月1日
3833500030	指定相談支援事業所鶴 寿荘	伊予郡松前町大字鶴吉 635番地1	小 澤 宏	地域定着支援	社会福祉法人鶴寿会	伊予郡松前町大字鶴吉 635番地1	平成25年 4月1日

○愛媛県告示第623号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成25年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サー ビス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サー ビスの種 類
	名 称	所 在 地		
株式会社クオリア	セルフ クリエイトくるみ	愛媛県伊予郡松前町大字北黒田679番地1	平成25年4月1日	通所介護
社会福祉法人御荘福祉施設協会	ユニット型指定短期入所生活介護事業 所自在園	愛媛県南宇和郡愛南町満倉2301番地1	平成25年4月1日	短期入所生活介護
社会福祉法人西予総合福祉会	軽費老人ホームケアハウスはまゆう	愛媛県西予市明浜町狩浜2番耕地1208番地4	平成25年4月1日	特定施設入居者生活介護
医療法人健康会	訪問看護ステーションいしかわ	愛媛県四国中央市上分町716番地2	平成25年4月1日	訪問看護
医療法人健康会	ヘルパーステーションいしかわ	愛媛県四国中央市上分町408番地6	平成25年4月1日	訪問介護
医療法人健康会	一般型通所介護いしかわ	愛媛県四国中央市上分町738番地2	平成25年4月1日	通所介護
株式会社ふじ	サン訪問介護三島事業所	愛媛県四国中央市中之庄町621番地1	平成25年4月1日	訪問介護
株式会社ふじ	介護プラザサン三島事業所	愛媛県四国中央市中之庄町621番地1	平成25年4月1日	通所介護
有限会社戸田医療器	訪問看護ステーション四国中央	愛媛県四国中央市豊岡町大町135番地1 サンバティック101号	平成25年4月2日	訪問看護

○愛媛県告示第624号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成25年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
医療法人誠志会	とべ居宅介護支援事業所	愛媛県伊予郡砥部町麻生40番地 1	平成25年 4月 1日	居宅介護支援
医療法人健康会	指定居宅介護支援事業所いしかわ	愛媛県四国中央市上分町408番地 1	平成25年 4月 1日	居宅介護支援
株式会社ふじ	サン居宅介護三島事業所	愛媛県四国中央市中之庄町621番地 1	平成25年 4月 1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第625号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成25年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社クオリア	セルフ クリエイトくるみ	愛媛県伊予郡松前町大字北黒田679番地 1	平成25年 4月 1日	介護予防通所介護
社会福祉法人御荘福祉施設協会	ユニット型指定短期入所生活介護事業所自在園	愛媛県南宇和郡愛南町満倉2301番地 1	平成25年 4月 1日	介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人西予総合福祉会	軽費老人ホームケアハウスはまゆう	愛媛県西予市明浜町狩浜 2 番耕地1208番地 4	平成25年 4月 1日	介護予防特定施設入居者生活介護
新居浜医療生活協同組合	訪問看護ステーションそよ風さん	愛媛県新居浜市秋生1061番地	平成25年 4月 1日	介護予防訪問看護
新居浜医療生活協同組合	訪問看護ステーションたかつ	愛媛県新居浜市高津町 3 番20号	平成25年 4月 1日	介護予防訪問看護
医療法人健康会	訪問看護ステーションいしかわ	愛媛県四国中央市上分町716番地 2	平成25年 4月 1日	介護予防訪問看護
医療法人健康会	ヘルパーステーションいしかわ	愛媛県四国中央市上分町408番地 6	平成25年 4月 1日	介護予防訪問介護
医療法人健康会	一般型通所介護いしかわ	愛媛県四国中央市上分町738番地 2	平成25年 4月 1日	介護予防通所介護
株式会社ふじ	サン訪問介護三島事業所	愛媛県四国中央市中之庄町621番地 1	平成25年 4月 1日	介護予防訪問介護
株式会社ふじ	介護プラザサン三島事業所	愛媛県四国中央市中之庄町621番地 1	平成25年 4月 1日	介護予防通所介護
有限会社戸田医療器	訪問看護ステーション四国中央	愛媛県四国中央市豊岡町大町135番地 1 サンパティーク101号	平成25年 4月 2日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第626号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		廃 止 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
有限会社しらさぎ	ヘルパーステーションしらさぎ宇和島事業所	愛媛県宇和島市川内甲2096番地 4	平成25年 4月30日	訪問介護

○愛媛県告示第627号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ケアサポートゆずりは	居宅介護支援事業所ゆずりは	愛媛県宇和島市祝森甲3081番地1	平成25年4月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第628号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人誓生会	老人保健施設ちかい	愛媛県四国中央市土居町土居2227番地32	平成25年4月1日	介護予防通所リハビリテーション
有限会社しらさぎ	ヘルパーステーションしらさぎ宇和島事業所	愛媛県宇和島市川内甲2096番地4	平成25年4月30日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第629号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

平成25年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護老人福祉施設の開設者の名称	指定介護老人福祉施設		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人御荘福祉施設協会	ユニット型特別養護老人ホーム自在園	愛媛県南宇和郡愛南町満倉2301番地1	平成25年4月1日	介護老人福祉施設

○愛媛県告示第630号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成24年12月11日から  
平成25年2月28日まで
- 3 作業地域 松山市

○愛媛県告示第631号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年 5月28日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 年 月 日
社会福祉法人恩賜財団済生会今治第二病院	愛媛県今治市北日吉町1丁目7番43号	介護職員初任者研修課程	平成25年5月15日

○愛媛県告示第632号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市大島土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年 5月28日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

○愛媛県告示第633号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年 5月28日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日  
平成25年 5月15日
- 3 指定道路の位置  
四国中央市上柏町字法光防50番1の一部、58番16の一部、50番1地先農道及び50番1地先水路
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 33.40メートル
  - (2) 幅員 4.70～5.23メートル

○愛媛県告示第634号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市保和土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成25年 5月28日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐 伯 辰 美	東温市則之内乙2042番地 1

○愛媛県告示第635号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市畑寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 5月28日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	江 戸 貴 幸	松山市畑寺三丁目15番32号
"	山 本 章 二	松山市畑寺二丁目10番 3号
"	山 本 武	松山市畑寺二丁目18番17号
"	高 田 敏 充	松山市畑寺一丁目 5番 1号
"	林 賢 二	松山市畑寺二丁目16番 3号
"	江 戸 正 一	松山市畑寺三丁目15番13号
"	江 戸 通 敏	松山市畑寺二丁目 8番22号
"	江 戸 幸 男	松山市畑寺三丁目17番25号
監 事	朝 山 和 孝	松山市畑寺四丁目 3番24号
"	森 川 恵 克	松山市畑寺一丁目 1番 6号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	江 戸 貴 幸	松山市畑寺三丁目15番32号
"	山 本 章 二	松山市畑寺二丁目10番 3号
"	山 本 武	松山市畑寺二丁目18番17号
"	高 田 敏 充	松山市畑寺一丁目 5番 1号
"	林 賢 二	松山市畑寺二丁目16番 3号

"	江 戸 正 一	松山市畑寺三丁目15番13号
"	江 戸 通 敏	松山市畑寺二丁目 8番22号
"	江 戸 幸 男	松山市畑寺三丁目17番25号
監 事	朝 山 和 孝	松山市畑寺四丁目 3番24号
"	森 川 恵 克	松山市畑寺一丁目 1番 6号

○愛媛県告示第636号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市西岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 5月28日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 賀 正	東温市西岡161番地
"	大 西 博 美	東温市西岡454番地 2
"	掛 水 一 男	東温市西岡153番地
"	野 村 研 二	東温市西岡1211番地 1
"	和 田 一 馬	東温市西岡124番地
"	山 内 正 行	東温市西岡427番地
"	岡 本 光	東温市西岡737番地 4
"	山 本 隆 夫	東温市西岡800番地
監 事	和 田 隆 茂	東温市西岡433番地 1
"	和 田 睦 夫	東温市西岡1052番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 西 幸 夫	東温市西岡1489番地 1
"	岡 本 学	東温市西岡751番地
"	和 田 義 正	東温市西岡136番地
"	渡 部 信 一	東温市西岡1014番地
"	篠 原 正	東温市西岡1400番地
"	岡 本 泰 典	東温市西岡758番地
"	丹 生 谷 博	東温市西岡871番地
監 事	花 山 良 博	東温市西岡126番地
"	松 本 弘 之	東温市西岡769番地

○愛媛県告示第637号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市志津川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 5月28日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 野 史 雄	東温市志津川1510番地
"	宮 内 和 夫	東温市志津川648番地
"	末 光 義 知	東温市志津川1019番地 1

"	恒 岡 恒 重	東温市横河原1343番地
"	渡 部 正 典	東温市志津川136番地 1
"	森 省 三	東温市志津川514番地
"	高 塚 三 朗	東温市志津川583番地 1
"	清 水 昭 弘	東温市志津川680番地 4
"	渡 部 賢 二	東温市志津川614番地
"	橋 恭 三	東温市志津川1419番地
"	増 田 伸 一	東温市志津川1835番地
"	大 西 康	東温市志津川1804番地
"	吉 岡 茂 夫	東温市志津川1799番地 3
監 事	友 近 泰 教	東温市志津川57番地 1
"	越 智 賢 治	東温市志津川1790番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 田 豊 和	東温市志津川1421番地 1
"	宮 内 和 夫	東温市志津川648番地
"	高 塚 三 朗	東温市志津川583番地 1
"	清 水 昭 弘	東温市志津川680番地 4
"	大 西 正 康	東温市志津川1718番地 4
"	越 智 慎 資	東温市志津川1779番地
"	伊 藤 孝 一	東温市志津川1758番地 1
"	水 田 康 雄	東温市志津川1394番地 3
"	和 田 文 夫	東温市志津川812番地 1
"	白 戸 栄 夫	東温市志津川67番地 2
"	恒 岡 恒 重	東温市横河原1343番地
"	豊 田 守 重	東温市志津川527番地 1
"	渡 部 賢 二	東温市志津川614番地
監 事	清 水 治 久	東温市志津川1432番地
"	水 田 治 徳	東温市志津川1456番地

○愛媛県告示第638号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同

○愛媛県告示第640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市北井門四丁目346番 2 から 同市北井門四丁目353番 4 まで	平成25年 5月28日

○愛媛県告示第641号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年 5月28日

愛媛県中予地方局長 松森 陽太郎

法第18条第16項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 5月28日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 賀 正	東温市西岡161番地
"	大 西 博 美	東温市西岡454番地 2
"	宮 内 和 夫	東温市志津川648番地
"	田 中 康 雄	東温市樋口1196番地 3
監 事	大 野 史 雄	東温市志津川1510番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 西 幸 夫	東温市西岡1489番地 1
"	松 田 豊 和	東温市志津川1421番地 1
"	宮 内 和 夫	東温市志津川648番地
"	岡 本 学	東温市西岡751番地
監 事	田 中 康 雄	東温市樋口1196番地 3

○愛媛県告示第639号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市畑寺土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成25年 5月28日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	江 戸 通 敏	松山市畑寺二丁目 8 番 27号	松山市畑寺二丁目 8 番 22号

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成25年 5月15日

- 3 指定道路の位置  
伊予郡松前町大字南黒田字地敷448番 1
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 50.99メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第642号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。  
平成25年 5月28日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第 1 項第 5 号
- 2 指定年月日  
平成25年 5月20日
- 3 指定道路の位置  
八幡浜市保内町宮内 1 番耕地462番 1、463番 1 及び464番 1
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 40.49メートル 20.00メートル
  - (2) 幅員 6.00メートル 4.00メートル

○愛媛県告示第643号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。  
平成25年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	契約の相手方を決定した手続き	随意契約にした理由
東芝製 I C 運転免許証作成用消耗品カード（新規、一般、優良）	愛媛県警察本部 警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2	平成25年 4月 1 日	株式会社東芝 四国支社 支社長 十川 誠 高松市寿町二丁目 2 番 7 号	単価 139,860円	随意契約	契約の相手方のみ調達できる物品であるため、地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し随意契約とした。
東芝製 I C 運転免許証作成用消耗品インクリボンカートリッジ（イエロー、マゼンダ、シアン）				単価 26,586円		
東芝製 I C 運転免許証作成用消耗品インクリボンカートリッジ（クロ）				単価 13,965円		
東芝製 I C 運転免許証作成用消耗品免許証保護膜カートリッジ				単価 31,815円		
東芝製 I C 運転免許証作成用消耗品免許証ラミネートカートリッジ				単価 13,587円		

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成25年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 4月30日	特定非営利活動法人えひめリソースセンター	泉 谷 昇	松山市緑町一丁目 2 番地 1	本法人は、非営利活動をはじめとする公益活動を行う団体に対し、その運営や活動に関する助言等の支援を行い、また非営利団体、行政、企業等、多様な立場との協働を通じ、市民社会の発展に寄与する。

○公 告

狩猟免許試験の施行について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。  
平成25年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の種類

- (1) 網猟免許試験
- (2) わな猟免許試験
- (3) 第一種銃猟免許試験
- (4) 第二種銃猟免許試験

2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 平成25年 8月6日(火) 午前9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
東予第1会場	東予地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東予第2会場	今治市民会館2階大会議室	今治市別宮町一丁目4-1	同上
中予第1会場	砥部町文化会館3階会議室3	伊予郡砥部町宮内1410	同上
南予第1会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1	同上
南予第2会場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3-37	同上

- (2) 平成25年 9月1日(日) 午前9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
東予第3会場	東予地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東予第4会場	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目4-9	同上
中予第2会場	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132	同上
南予第3会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1	同上
南予第4会場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3-37	同上

3 免許申請書の提出期間

- (1) 平成25年 8月6日の試験に係るものについては、7月9日(火)から23日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 平成25年 9月1日の試験に係るものについては、7月9日(火)から8月19日(月)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課若しくは東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班とする。

5 その他

- (1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許申請手数料(愛媛県収入証紙によること。) 受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあっては各3,900

円、その他の者にあつては各5,200円

カ 受験票の郵送を希望する者にあつては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 試験場についての注意事項

受験申請者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

(3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

雑 報

○公 告

環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第41条第2項及び愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27条）第52条の規定により読み替えて適用される同条例第5条第1項の規定により、次の都市計画対象事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同条例第41条第2項及び同規則第52条の規定により読み替えて適用される同条例第7条の規定により、次のとおり公告し、方法書を縦覧に供する。

また、同条例第41条第2項及び同規則第52条の規定により読み替えて適用される同条例第7条の2第2項の規定により、方法書の説明会を開催することとしたので、併せて公告する。

なお、この方法書について、環境保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

平成25年 5月28日

松山市長 野 志 克 仁

1. 都市計画決定権者の名称

松山市

2. 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 松山衛生事務組合立汚泥再生処理センター建設事業（仮称）

(2) 種類 し尿処理施設（汚泥再生処理センター）の設置

(3) 規模 1日当たりの処理能力 373k l

3. 都市計画対象事業が実施されるべき区域

松山市北吉田町77番地31 外

4. 都市計画対象事業に係る直接影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

松山市

5. 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所 松山衛生事務組合、愛媛県庁

(2) 縦覧期間 平成25年 5月28日から平成25年 6月27日まで

(3) 縦覧時間 9時から17時まで

6. 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項

(1) 提出期限 平成25年 7月11日まで

(2) 提出先 〒790-0003 松山市三番町六丁目 6番地 1

松山衛生事務組合事務局

(3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である方法書に記載された都市計画対

象事業の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

7. 説明会の開催を予定する日時及び場所

(1) 開催日時 平成25年 6月14日

(2) 開催場所 松山衛生事務組合浄化センター 2階会議室  
（松山市北吉田町77番地31）